

刑事司法改革の必要性

えん罪事件の続発

袴田事件（2014年 再審開始決定）

東電社員殺害事件（2012年 再審無罪）

布川事件（2011年 再審無罪）

足利事件（2010年 再審無罪）

氷見事件（2007年 再審無罪）

郵便不正事件（2010年 無罪）

志布志事件（2007年 無罪）

PC遠隔操作事件（2012年 誤認逮捕）

必要な改革

取調べの可視化

- 自白強要を防ぐ
- 調書のねつ造を防ぐ

全面証拠開示

- 証拠隠しを防ぐ
- 証拠のねつ造・改ざんを暴く

人質司法の打破

- 身体不拘束原則，否認の不利益取扱いの禁止
- 中間処分

被疑者国選弁護の対象拡大

- すべての事件を対象に
- 逮捕段階から国選弁護人を

法務省事務当局試案

取調べの可視化の対象事件

A案 裁判員裁判対象事件

B案 裁判員裁判 + 全身柄事件の検察取調べ

新聞報道（5月1日付け）

毎日新聞

「全ての事件の可視化を念頭に議論を進め、法整備をすべきだ」（社説）

朝日新聞

「まさか小さな事件なら冤罪も仕方ないということか。そんな道理はありえない」（社説）

読売新聞

「捜査手法の拡充が盛り込まれたことは注目される」（社説）

産経新聞

「弁護士や有識者らの委員による案と...捜査機関出身委員らによる案との間での対立の構図だ」（社会面）

日本経済新聞

「警察・検察は弊害にこだわり続けるのではなく、原点に立ちかえって歩み寄るときではないか」（社説）

東京新聞

「冤罪をなくそうと、全面可視化を求める冤罪被害者らの思いとは大きく懸け離れたものとなった」（社会面）

「袴田事件」再審開始決定に関する会長声明

本日、静岡地方裁判所は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。当連合会は本決定を極めて高く評価するものである。

本件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で、一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田氏は、当初から無実を訴えていたが、パジャマに他人の血液や放火に使用された混合油が付着していたとして、1日平均12時間、最も長い日は16時間を超えるような厳しい取調べを受け続けた結果、本件犯行をパジャマを着て行ったなどと自白させられた。ところが、事件から1年2か月後、一審の公判中に、麻袋に入れられ多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンク内の味噌の中から発見された。検察官は、犯行着衣はパジャマではなく5点の衣類であり、事件直後袴田氏がタンク内に隠したものだなどと冒頭陳述を変更し、裁判所は、5点の衣類を着用して被害者らを殺傷したが、途中でパジャマに着替えて放火したと認定し、死刑判決を下した。

1980年（昭和55年）11月19日、最高裁が袴田氏の上告を棄却し、死刑判決が確定した。袴田氏は、翌1981年（昭和56年）4月に、第一次再審請求を申し立て、同年11月から当連合会が支援をしてきたが、2008年（平成20年）3月に最高裁が袴田氏の特別抗告を棄却して終了した。

弁護団は、同年4月25日に申し立てた第二次再審請求を申し立て、5点の衣類に関する味噌漬け実験報告書やDNA鑑定などを新証拠として提出し、5点の衣類が袴田氏のものでもなく、犯行着衣でないことを明らかにした。

さらに、検察官がこれまで開示に応じなかった手持ち証拠を開示するよう強く求めた弁護団の証拠開示請求に対し、裁判所が任意の開示を促し、その後の裁判所の勧告によってさらに多数の証拠が開示された。その中には袴田氏の無実を示す極めて重要な証拠が含まれていた。

本日の開始決定は、「弁護人が提出した証拠、とりわけ、5点の衣類等のDNA鑑定関係の証拠及び5点の衣類の色に関する証拠」について新規性を認め、さらに明白性も肯定して再審開始を決定した。

DNA鑑定については、弁護側推薦の本田克也筑波大学教授の鑑定の信用性を認めた上で、5点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠であることも肯定した。

その他、自白調書や旧証拠についても再評価を行い、これらの証拠によっても確

定判決等の有罪認定には合理的な疑いが生じる旨判断した。

これらの判断手法は、白鳥決定等によって確立された総合評価の枠組みに忠実に沿うものである。

その上で、本件決定は、開始決定によって無罪になる相当程度の蓋然性が認められることを前提に袴田氏の長期にわたる拘禁状態について、捜査機関の違法、不当な捜査が疑われることから「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない。」とまで言及し、死刑の執行停止に加えて拘置の停止も決定するという画期的判断を行った。

袴田氏は、現在78歳の高齢であり、47年間の長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田氏の救済に一刻の猶予も許されない。

当連合会は、検察官に対して、本決定に従い即時抗告を行うことなく、速やかに袴田氏を釈放するよう強く求める。

また、当連合会は、これからも袴田氏が無罪となるための支援を続けるとともに、取調べ全過程の可視化、再審請求事件における全面的証拠開示をはじめとする、えん罪を防止するための制度改革の実現を目指して全力を尽くす決意である。

2014年（平成26年）3月27日

日本弁護士連合会

会長 山 岸 憲 司

「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」に関する会長声明

本日、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会は、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下「基本構想」という。)を公表した。

基本構想では、被疑者取調べの録音・録画制度の導入について、一定の例外事由を定めつつ原則として全過程について録音・録画を義務付ける制度案と、録音・録画の対象とする範囲を取調官の一定の裁量に委ねる制度案を念頭に置いて、具体的な検討を行うとされている。また、被疑者以外の参考人の取調べについては、被疑者取調べの録音・録画制度についての具体的な検討結果を踏まえつつ、必要に応じてさらに同部会で検討を加えるとされている。

違法・不当な取調べを抑止するとともに、事実に反する内容の供述証拠によるえん罪の発生を防止するためには、捜査機関に取調べ全過程の録音・録画を義務付ける制度が必要不可欠である。基本構想が取調べの録音・録画制度の導入を今後の具体的な検討課題として位置付け、念頭に置く制度案として、第一に被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度案を挙げている点は評価することができる。他方、録音・録画の対象範囲を取調官の裁量に委ねる制度案については、録音・録画の実施を録音・録画されるべき立場にある取調官の裁量に委ねることによって、違法・不当な取調べを抑止することができないことは明白であり、到底これを容認することはできない。そこで、今後、同部会においては、被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付ける制度案を採用することを前提に、対象事件の範囲及び参考人取調べの取扱いについてさらに具体的な検討が進められるべきである。

なお、同部会で当初示された基本構想の部会長試案では、取調べ全過程の録音・録画を義務付ける対象事件を裁判員裁判対象事件のうち被疑者が身体を拘束されている事件に限定するかのような制度案が示されていたが、そのように対象事件を狭く限定することを批判する意見が同部会において相次いだため、対象事件の範囲についてはさらに同部会で検討を加えることとされた。違法・不当な取調べを抑止する必要があるのは裁判員裁判対象事件に限られるものではなく、厚生労働省元局長事件やパソコンの遠隔操作による脅迫メール事件などのえん罪事件の再発防止策としても、より広範な事件が取調べ全過程の録音・録画の対象とされなければならない。

また、基本構想では、被疑者・被告人の身体拘束に関し、勾留と在宅の中間的な処分を設けること及び被疑者・被告人の身体拘束に関する適正な運用を担保する指

針となるべき規定を設けることについて、採否も含めた具体的な検討を行うとされている。

刑事訴訟法は被疑者・被告人の身体拘束を例外的なものとしているにもかかわらず、従来の刑事司法では、原則と例外が逆転した運用が行われてきた。このような身体拘束制度の在り方の改善が基本構想において検討課題として取り上げられたことも、評価することができる。今後、身体拘束がきわめて重大な人権制限であることを踏まえて、身体拘束制度の在り方を改善するための具体的な検討が進められるべきである。

さらに、基本構想は、被疑者国選弁護制度の対象を被疑者が勾留された全事件に拡大することについて具体的な検討を行うとするとともに、逮捕段階において弁護人の援助を得る仕組みを設けることについて、必要に応じてさらに同部会で検討を加えるとしている。

また、基本構想は、証拠開示の適正な運用に資するよう、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する仕組みについて、採否も含めた具体的な検討を行うとしている。

当連合会がこれまで「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書」の「(その1)」ないし「(その3)」を通じて指摘してきたとおり、えん罪を防止するためには、被疑者取調べへの弁護人の立会いを認める制度や捜査機関が作成または入手した全ての証拠を開示する全面証拠開示制度等の導入が必要不可欠であり、基本構想が検討課題としている制度の導入のみでは未だ不十分である。

ともあれ、少なくとも基本構想が検討課題とした被疑者国選弁護制度の拡大、逮捕段階において弁護人の援助を得る制度及び証拠の標目一覧表交付制度については、今後、喫緊の課題として導入に向けた検討が進められるべきである。

なお、基本構想は、通信傍受をより効果的・効率的に活用するための通信傍受法の改正について具体的な検討を行うとするとともに、新たな捜査手法である会話傍受について、採否を含めて具体的な検討を行うとしている。

しかし、「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その4)」において指摘したとおり、通信傍受は、通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する捜査手法であるから、その対象を安易に拡大するべきではないし、会話傍受は、個人のプライバシーを著しく侵害する危険性の大きい捜査手法であるから、導入するべきではない。

今後、通信傍受の拡大及び会話傍受の導入に関しては、プライバシー侵害の危険

性を十分に踏まえた慎重な議論がなされるべきである。

法制審議会に新時代の刑事司法制度特別部会が設けられたのは、厚生労働省元局長事件等を通じて、我が国の刑事司法において、取調べ及び供述調書への依存が重大な人権侵害を引き起こしてきた実態が明らかになったことを受け、新たな刑事司法制度を構築するためである。

このような同部会が設置された趣旨に鑑みれば、今後の具体的な議論も、従来の刑事司法制度を抜本的に見直し、取調べ及び供述調書への依存から脱却するとともに、無辜の不処罰の優先性を明確にした制度を構築する見地から進められなければならない。

当連合会は、今後とも、えん罪を生まない新たな刑事司法制度を実現するために全力を尽くす決意である。

2013年（平成25年）1月29日

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司